

5号随契理由(大阪府茨木保健所3階エアコン更新工事)

茨木保健所3階「理化学検査室1、理化学検査室2、洗浄室、細菌検査室1、細菌検査室2、検査機器室1」(以下、「当該室」。)における空調は、すでに更新した一部を除き、設置から30年を超えて使用している。

今回、30年を超えて使用していたエアコン12台が同時期に故障し、当該室の温度管理が不能となった。

1. その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がないようなとき

(1)客観的理由の急迫

エアコンの故障により、当該室における室温を一定に保つこと(温度管理)が不能となった。

当保健所検査課における業務で温度条件が規定されている検査が複数あるが、条件下で検査が行えない状況である。

例えば、結核の接触者健診であるQFT検査は17～27℃、HIVや梅毒検査は30℃以下、水質検査の電気伝導率検査は $25 \pm 0.1^\circ\text{C}$ で検査を行う必要がある。

また、ノロウイルス検査やレジオネラ症患者発生対応のレジオネラ属菌検査の遺伝子検査は、氷上で操作を行う必要があるが、室温が高いと氷上操作を維持することが困難である。

なお、結核菌検査は、検査者の感染防止のため気密性の高いN95マスクと手袋、白衣を着用して行っているところ、エアコンが故障し、温度管理がなされていない室内において、N95マスクによる息苦しさを感じており、熱中症等健康を損なうおそれが高い。

よって、外気の温度変化により、当該室の室温が変化し、検査における温度管理の許容差を超える事態が生じるところ、検査の精度を期待しえず、検査への影響は著しいことから、緊急に復旧しなければ利用者の利便性を損なう。

なお、感染症事例が複数発生した場合は検査が延滞し、感染症法に関わる対応に遅れをとることにつながる。

したがって、この工事は、「大阪府随意契約ガイドライン 3 (4)令第167条の2第1項第5号 一般的事例【建設工事】(ウ)④その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事」にあたる。

(2)競争入札に付する暇がない

仮に10月1日に競争入札を公告した場合、開札日が10月28日である(短縮版、標準であれば11月6日)。上述、1(1)の理由により、緊急に復旧する必要がある。

よって、競争入札に付する暇がないといえる。

2. 競争入札に付しては、契約の目的を達成できないこと

上述、1(1)の理由により、緊急に復旧する必要がある、競争入札に付しては、契約の目的を達成できない

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約を行う。

(契約相手方選定に係る要件)

なお、「大阪府随意契約ガイドライン 3 (4)令第167条の2第1項第5号 一般的事例【建設工事】においては、「契約相手方選定に係る要件」として、「(ア)入札参加資格登録」と「(イ)地域要件等」として、緊急の随意契約を行う業者には、必要がある場合、要件の具備を求めている。

(ア)については、「大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿又は大阪府少額随意契約建設工事事業者名簿に登録されている者」とされている。

小阪設備工業は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿において、土(土木工事一式)、プ(プレストレストコンクリート構造物工事)、管(管工事)、水(水道施設工事)の入札参加資格を有している。

(イ)として、「②応急工事又は応急業務を行う施設の所在地が含まれる地域(土木事務所管内等)に、営業所等を有する者」とされている。

小阪設備工業は、茨木土木事務所管内に本店が所在することから、要件を満たす。

したがって、緊急の随意契約を行う業者に求められる要件を具備している。